

## 指定障害児通所支援等事業者の指定の一部効力の停止について

東大阪市は、下記事業者について、児童福祉法（以下「法」とする）に基づく指定の一部効力の停止処分を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 対象事業者

- (1) 名 称 株式会社NEXT PLEASURE
- (2) 代表者名 代表取締役 山口 烈慶
- (3) 所 在 地 大阪府東大阪市玉串町西三丁目1番3号

#### 2 対象事業所

- (1) 名 称 ピース玉串店
- (2) 事業種別 児童発達支援、放課後等デイサービス
- (3) 所 在 地 大阪府東大阪市玉串町西三丁目1番3号棟 103号室
- (4) 指定年月日 平成30年10月1日

#### 3 指定の効力の停止の内容及び期間

指定の一部効力の停止6月間（新規利用者受入停止及び報酬支払額の7割への制限）  
令和4年9月1日から令和5年2月28日までの間

#### 4 処分理由

- (1) 障害児通所給付費の不正請求（法第21条の5の24第1項第5号）
  - ① 新規指定時に児童発達支援管理責任者が未配置であるにもかかわらず、大阪府に提出した虚偽の勤務体制及び勤務形態一覧表に記載した児童発達支援管理責任者を作成者とする個別支援計画を作成し、利用者1名について平成30年10月から平成31年2月までの間、個別支援計画未作成減算を適用せず障害児通所給付費を不正に請求し受領した。
  - ② 福祉・介護職員処遇改善加算Iについて、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に掲げる区分に従い、それぞれの単位数を所定単位数に加算するところ、利用者1名について平成30年10月から平成31年2月までの間、単位数を不正に算定した状態で当該加算を請求し受領した。

(2) 不正の手段による指定（法第21条の5の24第1項第8号）

- ① 新規指定申請時に勤務予定であった児童発達支援管理責任者が勤務できなくなり、必要な人員基準を満たさなくなったことを指定日までに把握していたにも関わらず、新規指定申請時に大阪府に提出した従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表の変更を行わず、人員配置基準を満たすものとして、不正の手段により指定を受けた。また、事業開始後も人員基準違反の状態が平成30年10月31日まで継続していた。

5 事業者に対する経済上の措置

障害児通所支援給付費に係る返還額

不正請求額	46,693円
加算額	18,677円
合計	65,370円

東大阪市福祉部指導監査室  
障害福祉事業者課  
電話：06-4309-3187